

医整第1269号
平成27年3月26日

一般社団法人 岐阜県医師会長
一般社団法人 岐阜県病院協会会長 } 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

農薬適正使用啓発パンフレットの配付について

このことについて、農産園芸課長から情報提供がありましたので、内容をご了知の上、貴会会員等にご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各保健所には別途通知されていますので、申し添えます。

岐阜県 健康福祉部 医療整備課 医事係
担当係長 山田（徳） 担当 山田（和）
TEL 058-272-1111（2526）
直通 058-272-8265
FAX 058-278-2623
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1



農園第1080号の2
平成27年3月20日

各病院施設管理者 様

岐阜県農政部農産園芸課長

農薬適正使用啓発パンフレットの配布について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように対策を講じる必要があるため、平成25年4月26日付け消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知「住宅地等における農薬使用について」（別添参照）により、病院等の施設内の植栽における病虫害防除の際に、遵守すべき事項が定められています。

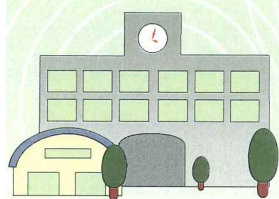
このたび、当該注意事項を記載したパンフレットを作成しましたので、送付します。

追加送付の希望がありましたら、可能な範囲で対応いたしますので、担当あてご連絡いただきますようお願いいたします。なお、パンフレットの内容については以下のHPに掲載しておりますので、ご活用ください。

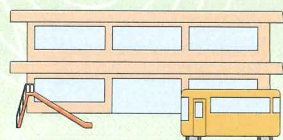
*岐阜県庁HP → 産業・雇用 → 農業 → 技術情報 → 農薬に関すること
→ 住宅地等における農薬使用について

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/gijutsujoho/noyakuhiroyo/jyutakuchi-tuchi.html>

岐阜県農政部農産園芸課クリーン農業係			
係長	三輪	担当	坂井田
TEL	058-272-1111（内線2665）		
e-mail	c11423@pref.gifu.lg.jp		



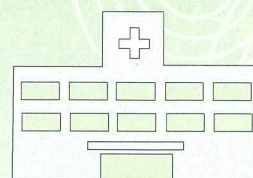
学校



保育所



公園



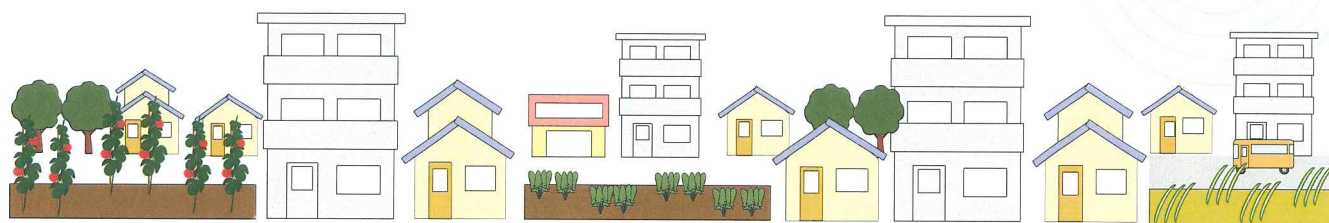
病院



街路樹

ちょっと待って！

住宅地周辺などでの農薬散布



住宅地近隣の農地、市民農園、家庭菜園、空き地、道端

農薬による健康被害の発生を防ぎましょう！

学校、保育所、病院、公園などの公共施設や住宅地に近い農地・街路樹など、多くの人に健康被害を与える可能性のある場所で農薬を使用する場合には、農薬の飛散防止など周辺住民等への配慮が必要です。

農薬飛散による健康被害防止に向けて

- ①栽培前に、病害虫に強い作物や品種について検討しましょう。
- ②観察や見回りなどを行い、病害虫や雑草の早期発見に努めましょう。
- ③剪定・捕殺など物理的防除等を優先しましょう。
- ④やむを得ず農薬を使用する場合は、飛散が少ない剤型を選択するなど、飛散防止対策を徹底するとともに、周辺住民への周知を行いましょう。

（参考情報）

公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル（環境省HP）

（http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html）

農薬使用の回数と量を減らすために

栽培前に、病害虫に強い作物や品種について検討しましょう

病害虫や雑草の早期発見に努めましょう

公園・街路樹等では、定期散布はやめましょう

「毎年この時期に散布しているから」といった、病害虫の発生や被害を確認せずに定期的に農薬を散布することはやめましょう。業者に作業を依頼している場合も同様です。

農薬散布時期
年2回(6月、8月)行うこと

時期だけで散布を行わない

物理的防除を優先しましょう

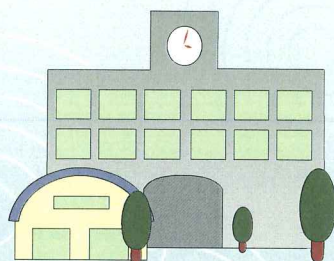


やむを得ず農薬を使用する場合には...

事前に十分な周知を行いましょう

農薬を散布する場合は、事前に周囲に住んでいる方等へ十分な時間的余裕をもって幅広く周知しましょう。周知内容には、農薬の使用目的、散布日時、使用予定の農薬の種類を含めましょう。

近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者等にも連絡しましょう。



近隣に学校、通学路がある場合、事前に学校へ連絡

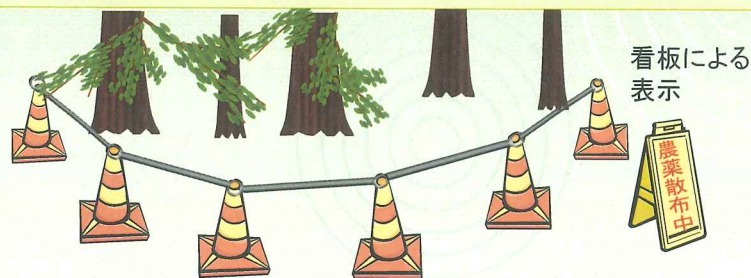
農薬散布のお知らせ
下記の内容で農薬散布を実施いたします。
記
目的:アメリカシロヒトリ防除のため
日時:6月4日(水) 午前6時30分~
使用農薬:BT剤(〇〇〇水和剤)

看板による
事前の周知

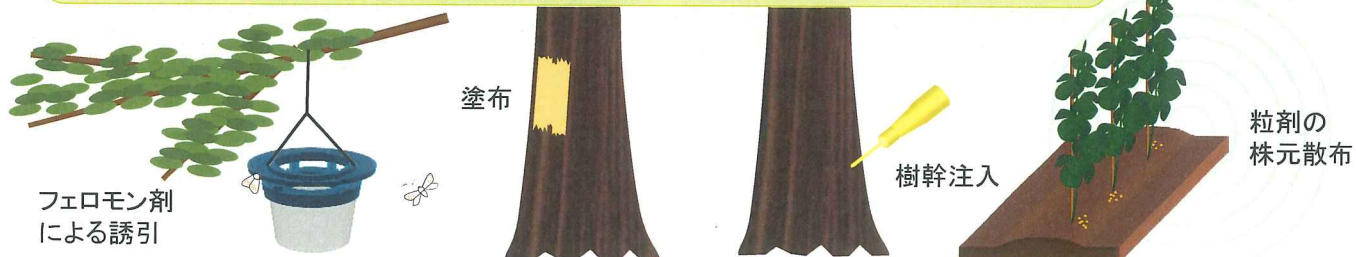
散布区域に人が入らないよう対策を講じましょう

公園等では看板による表示などを行い、散布区域に気づかず人が立ち入ることがないように配慮しましょう。

散布区域をコーン等で区分け



飛散しない農薬(剤型)を選びましょう

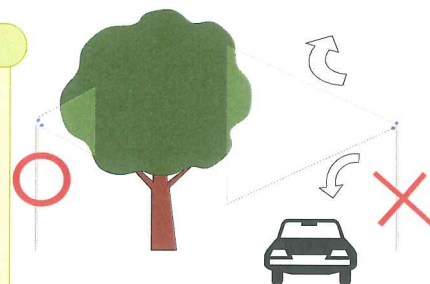


農薬はラベルに記載された内容を必ず守って使いましょう

農薬の飛散防止に最大限の配慮をしましょう

農薬を散布する場合は、風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。特に、近くに学校・通学路がある場合は子どもに影響の出ないように注意しましょう。

粒剤等飛散が少ない農薬や、飛散を抑制するノズルを使用したり、動力噴霧器の圧力を上げすぎないなど農薬の飛散防止を行うとともに、散布作業中は、風向きやノズルの向き等に注意しましょう。



なるべく対象物の近くから、風向きやノズルの向きにも気をつけて散布しよう。

農薬の使用履歴を記録し、保管しましょう

むやみな農薬の現地混用はやめましょう

農薬ラベルに混用についての注意事項がある場合は必ず守りましょう。

混用の安全性についての情報がない組み合わせや有機リン系農薬同士の混用はやめましょう。



有機リン同士の混用は行わない

(参考情報)

農薬に関する諸情報及び飛散防止に関する情報が入手できるHP

「農薬コーナー(農林水産省)」

(<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>)

農薬の適用内容の確認ができるHP

「農薬登録情報提供システム(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)」

(http://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm)

環境における農薬のリスク評価・管理に関する情報が入手できるHP

「農薬対策関係(環境省)」

(<http://www.env.go.jp/water/noyaku.html>)

農薬により健康被害を受けることがあります

農薬は、使い方を誤れば自らの健康を損なうばかりでなく、周辺の住民に健康被害を与えることがあります。

農薬を使用するときは、保護メガネ、マスク等を着用し、自らの被害防止を徹底することはもちろん、周囲への影響についても十分配慮しましょう。

農薬危害の防止はあなたの心がけから！

農薬中毒症状の例

農 薬 の 種 類	用 途	症 状（軽 症）
有機りん剤	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	倦怠感、違和感、頭痛、めまい、 胸部圧迫感、不安感、吐き気、嘔吐、 下痢、腹痛 など
有機塩素剤	殺虫剤 殺菌剤	全身倦怠感、脱力感、頭痛、めまい、 吐き気、嘔吐 など
アミノ酸系除草剤	除草剤	吐き気、嘔吐、咽頭痛、腹痛 など

「農薬中毒の症状と治療法（第14版）（農薬工業会）より抜粋」

＊散布作業中や散布後に異常を感じた場合は、直ちに医師の手当てを受けてください。

（参考情報）

農薬中毒の症状と治療法（公益社団法人 緑の安全推進協会HP）

（<http://www.midori-kyokai.com/yorozu/tyuudoku.html>）

公益財団法人 日本中毒情報センター

（<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>）

中毒110番	一般市民専用電話 （情報提供料：無料）	医療機関専用有料電話 （情報提供料：1件2,000円）
大 阪 （365日、24時間対応）	072-727-2499	072-726-9923
つ く ば （365日、9～21時対応）	029-852-9999	029-851-9999

病虫害の防除や農薬の使用についてのお問い合わせ先

岐阜県農政部農産園芸課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

電話：058(272)1111 内線2664

岐阜県病虫害防除所 〒501-1152 岐阜市又丸729-1

電話：058(239)3161

又は地域の農林事務所へ

